

随意契約理由書

案件名 : 寝屋川北部地下河川外 古川調節池外ポンプ設備整備工事

本工事は、古川取水立坑、鶴見立坑、三ツ島調節池におけるポンプ設備の整備工事を行うものである。

古川取水立坑、鶴見立坑、三ツ島調節池は、寝屋川流域の浸水被害を防ぎ、府民の安心・安全を確保するための防災施設である。

本工事の主な内容は、施設の主要機器である排水ポンプの腐食、摩耗状態の確認、分解清掃・測定、劣化部品の取替などを行うものである。

当該機器は、製作会社固有の技術により、当機場用に設計・製作されたものであり、いわゆる汎用機器ではないため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは、設計・製作を行った株式会社荏原製作所以外にはないため、同社の大阪支社より見積りを徴取することとし、その価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結したい。